

港区立認定こども園条例新旧対照表（第一条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（基本保育の実施）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 区長は、基本保育を実施した子ども（子ども・子育て支援法第九 九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに限る。）について、 当該子どもの扶養義務者から、別表第三に定める給食費（以下「基 本保育に係る給食費」という。）を徴収する。</p> <p>5 第三項の規定にかかわらず、当年度分（四月分から八月分までの 基本保育料にあつては、前年度分。次項において同じ。）の区市町 村民税のうち所得割課税額（別表第一備考三及び別表第二備考三に 規定する所得割課税額をいう。次項において同じ。）が五万七千七 百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特 定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第 二百十三号）第十四条に規定する特定被監護者等をいう。次項第二 号並びに第八条第五項及び第六項第二号において同じ。）のうち小 学校就学前の子ども以外の者が一人のみである場合における最年長</p>	<p>（前略）</p> <p>（基本保育の実施）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、当年度分（四月分から八月分までの基 本保育料にあつては、前年度分。次項において同じ。）の区市町村 民税のうち所得割課税額（別表第一備考三及び別表第二備考三に規 定する所得割課税額をいう。次項において同じ。）が五万七千七百 円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定 被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二 百十三号）第十四条の二に規定する特定被監護者等をいう。次項第 二号並びに第八条第五項及び第六項第二号において同じ。）のうち 小学校就学前の子ども以外の者が一人のみである場合における最年</p>

の小学校就学前の子ども（次項第三号に該当する場合を除く。）について区長が徴収する基本保育料の額は、別表第一又は別表第二に定める額の二分の一に相当する額とする。

6| 第三項及び第四項の規定にかかわらず、次に掲げる子どもに係る基本保育料及び基本保育に係る給食費は、無料とする。

一～三（略）

（延長保育の実施）

第七条（略）

2・3（略）

4 区長は、前項の規定により延長保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第四に定める費用（以下「延長保育料」という。）を徴収する。

（幼児教育の実施）

第八条（略）

2・3（略）

4 区長は、前項の規定により幼児教育の利用の承認を受けた保護者から、別表第五に定める幼児教育に要する費用及び給食費（以下「幼児教育保育料」という。）を徴収する。

5 前項の規定にかかわらず、当年度分（四月分から八月分までの幼児教育に要する費用にあつては、前年度分。次項において同じ。）の区市町村民税のうち所得割課税額（別表第五備考二に規定する所

長の小学校就学前の子ども（次項第三号に該当する場合を除く。）について区長が徴収する基本保育料の額は、別表第一又は別表第二に定める額の二分の一に相当する額とする。

5| 第三項の規定にかかわらず、次に掲げる子どもに係る基本保育料は、無料とする。

一～三（略）

（延長保育の実施）

第七条（略）

2・3（略）

4 区長は、前項の規定により延長保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第三に定める費用（以下「延長保育料」という。）を徴収する。

（幼児教育の実施）

第八条（略）

2・3（略）

4 区長は、前項の規定により幼児教育の利用の承認を受けた保護者から、別表第四に定める幼児教育に要する費用及び給食費（以下「幼児教育保育料」という。）を徴収する。

5 前項の規定にかかわらず、当年度分（四月分から八月分までの幼児教育に要する費用にあつては、前年度分。次項において同じ。）の区市町村民税のうち所得割課税額（別表第四備考二に規定する所

得割課税額をいう。次項において同じ。)が七万七千百一円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち九歳を超える者(九歳に達した日以後の最初の三月三十一日後にある者をいう。次項第二号において同じ。)が一人のみである場合における最年長の小学校就学前の子ども(次項第三号に該当する場合を除く。)について区長が徴収する幼児教育に要する費用の額は、同表に定める額の二分の一に相当する額(その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

6 第四項の規定にかかわらず、次に掲げる子どもに係る別表第五に定める幼児教育保育料は、無料とする。

一〇三 (略)

7 (略)

(預かり保育の実施)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 区長は、前項の規定により預かり保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第六に定める預かり保育に要する費用及び給食費(以下「預かり保育料」という。)を徴収する。

(中略)

得割課税額をいう。次項において同じ。)が七万七千百一円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち九歳を超える者(九歳に達した日以後の最初の三月三十一日後にある者をいう。次項第二号において同じ。)が一人のみである場合における最年長の小学校就学前の子ども(次項第三号に該当する場合を除く。)について区長が徴収する幼児教育に要する費用の額は、同表に定める額の二分の一に相当する額(その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

6 第四項の規定にかかわらず、次に掲げる子どもに係る別表第四に定める幼児教育に要する費用は、無料とする。

一〇三 (略)

7 (略)

(預かり保育の実施)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 区長は、前項の規定により預かり保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第五に定める預かり保育に要する費用及び給食費(以下「預かり保育料」という。)を徴収する。

(中略)

(一時保育の実施)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 区長は、前項の規定により一時保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第七に定める一時保育に要する費用(以下「一時保育料」という。)を徴収する。

(基本保育料等の納付等)

第十三条 扶養義務者又は保護者は、基本保育料、基本保育に係る給食費、延長保育料、幼児教育保育料、預かり保育料及び一時保育料(以下「基本保育料等」という。)を、区規則で定めるところにより、納付しなければならない。

2 (略)

(中略)

別表第一 (別紙のとおり)

別表第二 (別紙のとおり)

別表第三 (別紙のとおり)

別表第四 (略)

別表第五 (別紙のとおり)

(一時保育の実施)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 区長は、前項の規定により一時保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第六に定める一時保育に要する費用(以下「一時保育料」という。)を徴収する。

(基本保育料等の納付等)

第十三条 扶養義務者又は保護者は、基本保育料、延長保育料、幼児教育保育料、預かり保育料及び一時保育料(以下「基本保育料等」という。)を、区規則で定めるところにより、納付しなければならない。

2 (略)

(中略)

別表第一 (別紙のとおり)

別表第二 (別紙のとおり)

別表第三 (略)

別表第四 (別紙のとおり)

別表第六 (別紙のとおり)

別表第七 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

(港区立認定こども園条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の港区立認定こども園条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第六条第四項及び第六項、第八条第六項、第十三条第一項、別表第一から別表第三まで並びに別表第五の規定は、令和元年十月分以後の基本保育料(改正後の条例第六条第三項に規定する基本保育料をいう。以下この項において「基本保育料に係る給食費(改正後の条例第六条第四項に規定する基本保育料に係る給食費をいう。)及び幼児教育保育料(改正後の条例第八条第四項に規定する幼児教育保育料をいう。以下この項において同じ。)」から適用し、同年九月分までの基本保育料及び幼児教育保育料については、なお従前の例による。

(港区保育の実施に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の港区保育の実施に関する条例(以下この項において「改正後の条例」という。)、第三条の二、第四条の二、第五条及び別表第一から別表第三までの規定は、令和元年十月分以後の基本保育料(改正後の条例第三条に規定する基本保育料を

別表第五 (別紙のとおり)

別表第六 (略)

いう。以下この項において同じ。）及び給食費（改正後の条例第三
条の二に規定する給食費をいう。）から適用し、同年九月分までの
基本保育料については、なお従前の例による。

(改正案)

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）		
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,900	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,100	0
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,900	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,500	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,600	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	14,000	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	18,300	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	22,100	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	24,300	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	26,200	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	28,300	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	30,000	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	31,900	0
D	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	33,400	0
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	35,200	0
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	36,700	0

15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	38,300	<u>0</u>
16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	39,600	<u>0</u>
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	41,200	<u>0</u>
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	44,700	<u>0</u>
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	50,300	<u>0</u>
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	55,300	<u>0</u>
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	59,200	<u>0</u>
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	63,500	<u>0</u>
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	67,800	<u>0</u>
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	72,100	<u>0</u>
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	76,400	<u>0</u>
26	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	79,800	<u>0</u>
27	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上である世帯	83,200	<u>0</u>

備考

- 1 3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(現 行)

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）			
階層区分	定 義	3歳未満児 の 場 合	3歳児 の 場 合	4歳以上児 の 場 合	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	0	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,900	<u>1,300</u>	<u>1,300</u>
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,100	<u>2,700</u>	<u>2,600</u>
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,900	<u>5,700</u>	<u>5,700</u>
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,500	<u>7,500</u>	<u>7,400</u>
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,600	<u>9,500</u>	<u>9,400</u>
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	14,000	<u>11,200</u>	<u>11,100</u>
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	18,300	<u>13,000</u>	<u>12,900</u>
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	22,100	<u>14,700</u>	<u>14,600</u>
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	24,300	<u>16,200</u>	<u>16,100</u>
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	26,200	<u>17,500</u>	<u>17,400</u>
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	28,300	<u>18,700</u>	<u>18,500</u>
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	30,000	<u>20,000</u>	<u>18,500</u>
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	31,900	<u>21,300</u>	<u>18,500</u>
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	33,400	<u>22,200</u>	<u>18,500</u>
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	35,200	<u>23,200</u>	<u>18,500</u>
14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	36,700	<u>23,200</u>	<u>18,500</u>	

1 5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	38,300	<u>23,200</u>	<u>18,500</u>
1 6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	39,600	<u>23,200</u>	<u>18,500</u>
1 7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	41,200	<u>23,200</u>	<u>18,500</u>
1 8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	44,700	<u>23,200</u>	<u>18,500</u>
1 9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	50,300	<u>23,200</u>	<u>18,500</u>
2 0	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	55,300	<u>23,200</u>	<u>18,500</u>
2 1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	59,200	<u>23,200</u>	<u>18,500</u>
2 2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	63,500	<u>24,900</u>	<u>19,800</u>
2 3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	67,800	<u>26,600</u>	<u>21,100</u>
2 4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	72,100	<u>28,300</u>	<u>22,400</u>
2 5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	76,400	<u>30,000</u>	<u>23,700</u>
2 6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	79,800	<u>31,300</u>	<u>24,800</u>
2 7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上である世帯	83,200	<u>32,600</u>	<u>26,000</u>

備考

- 1 3歳児又は3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(改正案)

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分			徴収月額（子ども単位）	
階層区分	定 義		3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合
			円	円
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯		0	0
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯		0	0
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,800	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,300	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,000	0
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,700	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,300	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,400	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	13,700	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	17,900	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	21,700	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	23,800	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	25,700	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	27,800	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	29,400	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	31,300	0
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	32,800	0
	13	当年度分の区市町村民税が課税となる世帯	34,600	0
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	36,000	0
	15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	37,600	0

1 6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	38,900	<u>0</u>
1 7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	40,400	<u>0</u>
1 8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	43,900	<u>0</u>
1 9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	49,400	<u>0</u>
2 0	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	54,300	<u>0</u>
2 1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	58,100	<u>0</u>
2 2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	62,400	<u>0</u>
2 3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	66,600	<u>0</u>
2 4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	70,800	<u>0</u>
2 5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	75,100	<u>0</u>
2 6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	78,400	<u>0</u>
2 7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上である世帯	81,700	<u>0</u>

備考

- 1 3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(現 行)

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）			
階層区分	定 義	3歳未満児 の 場 合	3歳 児 の 場 合	4歳以上児 の 場 合	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	0	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,800	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,300	<u>1,900</u>	<u>1,900</u>
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,000	<u>2,600</u>	<u>2,500</u>
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,700	<u>5,600</u>	<u>5,600</u>
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,300	<u>7,300</u>	<u>7,200</u>
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,400	<u>9,300</u>	<u>9,200</u>
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	13,700	<u>11,000</u>	<u>10,900</u>
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	17,900	<u>12,700</u>	<u>12,600</u>
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	21,700	<u>14,400</u>	<u>14,300</u>
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	23,800	<u>15,900</u>	<u>15,800</u>
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	25,700	<u>17,200</u>	<u>17,100</u>
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	27,800	<u>18,300</u>	<u>18,100</u>
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	29,400	<u>19,600</u>	<u>18,100</u>
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	31,300	<u>20,900</u>	<u>18,100</u>
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	32,800	<u>21,800</u>	<u>18,100</u>
13	当年度分の区市町村民税が課税となる世帯	34,600	<u>22,800</u>	<u>18,100</u>	
14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	36,000	<u>22,800</u>	<u>18,100</u>	
15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	37,600	<u>22,800</u>	<u>18,100</u>	

16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	38,900	<u>22,800</u>	<u>18,100</u>
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	40,400	<u>22,800</u>	<u>18,100</u>
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	43,900	<u>22,800</u>	<u>18,100</u>
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	49,400	<u>22,800</u>	<u>18,100</u>
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	54,300	<u>22,800</u>	<u>18,100</u>
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	58,100	<u>22,800</u>	<u>18,100</u>
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	62,400	<u>24,400</u>	<u>19,400</u>
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	66,600	<u>26,100</u>	<u>20,700</u>
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	70,800	<u>27,800</u>	<u>22,000</u>
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	75,100	<u>29,400</u>	<u>23,200</u>
26	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	78,400	<u>30,700</u>	<u>24,300</u>
27	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上である世帯	81,700	<u>32,000</u>	<u>25,500</u>

備考

- 1 3歳児又は3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(改正案)

別表第3 基本保育に係る給食費（第6条関係）

階 層 区 分	徴収月額（子ども単位）
A階層、B階層、C階層及びD1階層（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円未満の世帯に限る。）に属する世帯	0円
D1階層（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円以上の世帯に限る。）からD27階層までの階層に属する世帯	5,000円

備考 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。

別表第5 幼児教育保育料（第8条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）		
階層区分	定 義	幼児教育に要する費用	給食費	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯及び当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下である世帯	<u>0</u>	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下である世帯	<u>0</u>	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超え77,100円以下である世帯	<u>0</u>	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下である世帯	<u>0</u>	5,000 8月分のみ0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が211,200円を超える世帯	<u>0</u>	5,000 8月分のみ0

備考

- この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第4 幼児教育保育料（第8条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）		
階層区分	定 義	幼児教育に要する費用	給食費	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯及び当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0	0	
C	A階層を除き当年度分の区市町村民税の所得割が課税となる世帯	1 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下である世帯	2,100 <u>3月分のみ1,660</u>	0
		2 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下である世帯	3,100 <u>3月分のみ3,050</u>	0
		3 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超え77,100円以下である世帯	6,200 <u>3月分のみ6,100</u>	0
		4 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下である世帯	7,100 <u>3月分のみ7,300</u>	5,000 8月分のみ0
		5 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が211,200円を超える世帯	8,000 <u>3月分のみ8,500</u>	5,000 8月分のみ0

備考

- この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(改正案)

別表第6 預かり保育料（第9条関係）

階 層 区 分	徴収日額（子ども単位）	
	預かり保育に 要する費用	給食費 （8月のみ）
A階層及びB階層に属する世帯	0円	0円
C階層に属する世帯	800円	250円

備考 この表において「階層区分」とは、別表第5における階層区分をいう。

(現 行)

別表第5 預かり保育料（第9条関係）

階 層 区 分	徴収日額（子ども単位）	
	預かり保育に 要する費用	給食費 （8月のみ）
A階層及びB階層に属する世帯	0円	0円
C階層に属する世帯	800円	250円

備考 この表において「階層区分」とは、別表第4における階層区分をいう。

港区保育の実施に関する条例新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（基本保育料の徴収）</p> <p>第三条（略）</p> <p>（給食費の徴収）</p> <p>第三条の二 区長は、区立保育園（港区立保育園条例（平成二十三年港区条例第十二号）第二条で定める保育園をいう。以下同じ。）において、第二条による保育の実施を行ったときは、当該児童（子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに限る。）の扶養義務者から、食事の提供に要する費用（以下「給食費」という。）の額を徴収する。</p> <p>（基本保育料の額の決定）</p> <p>第四条 第三条の規定により徴収する基本保育料の額は、子ども・子育て支援法第二十条第三項に規定する保育必要量（以下「保育必要量」という。）が一日当たり十一時間までの区分に該当する児童にあつては別表第一に定める額と、一日当たり八時間までの区分に該当する児童にあつては別表第二に定める額とする。</p>	<p>（前略）</p> <p>（基本保育料の徴収）</p> <p>第三条（略）</p> <p>（基本保育料の額の決定）</p> <p>第四条 前条の規定により徴収する基本保育料の額は、子ども・子育て支援法第二十条第三項に規定する保育必要量（以下「保育必要量」という。）が一日当たり十一時間までの区分に該当する児童にあつては別表第一に定める額と、一日当たり八時間までの区分に該当する児童にあつては別表第二に定める額とする。</p>

2 前項の規定にかかわらず、当年度分（四月分から八月分までの基本保育料にあつては、前年度分。次項において同じ。）の区市町村民税のうち所得割課税額（別表第一備考三及び別表第二備考三に規定する所得割課税額をいう。次項において同じ。）が五万七千七百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十四条に規定する特定被監護者等をいう。次項第二号において同じ。）のうち小学校就学前の子ども以外の者が一人のみである場合における最年長の保育の実施に係る児童（次項第三号に該当する場合を除く。）に係る基本保育料の額は、別表第一又は別表第二に定める額の二分の一に相当する額とする。

3 (略)

(給食費の額の決定)

第四条の二 第三条の二の規定により徴収する給食費の額は、別表第三に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第三項各号に掲げる児童に係る給食費は、無料とする。

(延長保育の実施)

第四条の三 区長は、保護者が区規則で定める要件に該当することに
より、第二条による保育の実施の時間外に特に保育する必要がある
と認める児童（区立保育園における同条による保育の実施に係る児
童に限る。）に対し、延長保育を実施する。

2 前項の規定にかかわらず、当年度分（四月分から八月分までの基本保育料にあつては、前年度分。次項において同じ。）の区市町村民税のうち所得割課税額（別表第一備考三及び別表第二備考三に規定する所得割課税額をいう。次項において同じ。）が五万七千七百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十四条の二に規定する特定被監護者等をいう。次項第二号において同じ。）のうち小学校就学前の子ども以外の者が一人のみである場合における最年長の保育の実施に係る児童（次項第三号に該当する場合を除く。）に係る基本保育料の額は、別表第一又は別表第二に定める額の二分の一に相当する額とする。

3 (略)

(延長保育の実施)

第四条の二 区長は、保護者が区規則で定める要件に該当することに
より、第二条による保育の実施の時間外に特に保育する必要がある
と認める児童に対し、延長保育を実施する。

2・3 (略)

4 区長は、前項の規定により延長保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第四に定める額を延長保育料として徴収する。

(一時保育の実施)

第四条の四 区長は、第二条による保育の実施がされていない児童であつて、区内に住所を有し、かつ、一時的に保育する必要があると認めるものに対し、区立保育園において一時保育を実施する。

2・4 (略)

(休日保育の実施)

第四条の五 区長は、第二条による保育の実施がされている児童その他これに準ずると区長が認める児童であつて、日曜日その他区規則で定める日において保育する必要があると認めるものに対し、区立保育園において休日保育を実施する。

2・3 (略)

(年末保育の実施)

第四条の六 区長は、第二条による保育の実施がされている児童その他これに準ずると区長が認める児童であつて、年末として区規則で定める日において保育する必要があると認めるものに対し、区立保育園において年末保育を実施する。

2・3 (略)

(基本保育料及び給食費の額の通知)

2・3 (略)

4 区長は、前項の規定により延長保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第三に定める額を延長保育料として徴収する。

(一時保育の実施)

第四条の三 区長は、第二条による保育の実施がされていない児童であつて、区内に住所を有し、かつ、一時的に保育する必要があると認めるものに対し、一時保育を実施する。

2・4 (略)

(休日保育の実施)

第四条の四 区長は、第二条による保育の実施がされている児童その他これに準ずると区長が認める児童であつて、日曜日その他区規則で定める日において保育する必要があると認めるものに対し、休日保育を実施する。

2・3 (略)

(年末保育の実施)

第四条の五 区長は、第二条による保育の実施がされている児童その他これに準ずると区長が認める児童であつて、年末として区規則で定める日において保育する必要があると認めるものに対し、年末保育を実施する。

2・3 (略)

(基本保育料の額の通知)

第五条 区長は、第四条及び第四条の二の規定により徴収する基本保育料及び給食費の額を決定したとき、又はその額を変更したときは、扶養義務者又は保護者に通知しなければならない。

(納期限)

第六条 扶養義務者又は保護者は、第四条から第四条の四までの規定により決定された基本保育料、給食費、延長保育料及び一時保育料（以下「基本保育料等」という。）を指定された納期限までに納付しなければならない。

(中略)

別表第一 (別紙のとおり)

別表第二 (別紙のとおり)

別表第三 (別紙のとおり)

別表第四 (別紙のとおり)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

(港区立認定こども園条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の港区立認定こども園条例（以下この

第五条 区長は、第四条の規定により徴収する基本保育料の額を決定したとき、又はその額を変更したときは、扶養義務者又は保護者に通知しなければならない。

(納期限)

第六条 扶養義務者又は保護者は、第四条から第四条の三までの規定により決定された基本保育料、延長保育料及び一時保育料（以下「基本保育料等」という。）を指定された納期限までに納付しなければならない。

(中略)

別表第一 (別紙のとおり)

別表第二 (別紙のとおり)

別表第三 (別紙のとおり)

項において「改正後の条例」という。）第六条第四項及び第六項、
第八条第六項、第十三条第一項、別表第一から別表第三まで並びに
別表第五の規定は、令和元年十月分以後の基本保育料（改正後の条
例第六条第三項に規定する基本保育料をいう。以下この項において
同じ。）、基本保育に係る給食費（改正後の条例第六条第四項に規
定する基本保育に係る給食費をいう。）及び幼児教育保育料（改正
後の条例第八条第四項に規定する幼児教育保育料をいう。以下この
項において同じ。）から適用し、同年九月分までの基本保育料及び
幼児教育保育料については、なお従前の例による。

（港区保育の実施に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3| 第二条の規定による改正後の港区保育の実施に関する条例（以下
この項において「改正後の条例」という。）第三条の二、第四条の
二、第五条、第六条及び別表第一から別表第三までの規定は、令和
元年十月分以後の基本保育料（改正後の条例第三条に規定する基本
保育料をいう。以下この項において同じ。）及び給食費（改正後の
条例第三条の二に規定する給食費をいう。）から適用し、同年九月
分までの基本保育料については、なお従前の例による。

(改正案)

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第4条関係）

階層区分		各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分	徴収月額（児童単位）	
		定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
A		生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	0	0
B		A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,900	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,100	0
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,900	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,500	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,600	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	14,000	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	18,300	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	22,100	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	24,300	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	26,200	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	28,300	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	30,000	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	31,900	0
	12	A階層を除き当年度分の区市町村民税が課税となる世帯	33,400	0
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	35,200	0
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	36,700	0

1 5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	38,300	<u>0</u>
1 6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	39,600	<u>0</u>
1 7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	41,200	<u>0</u>
1 8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	44,700	<u>0</u>
1 9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	50,300	<u>0</u>
2 0	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	55,300	<u>0</u>
2 1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	59,200	<u>0</u>
2 2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	63,500	<u>0</u>
2 3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	67,800	<u>0</u>
2 4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	72,100	<u>0</u>
2 5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	76,400	<u>0</u>
2 6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	79,800	<u>0</u>
2 7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上である世帯	83,200	<u>0</u>

備考

- 1 3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(現 行)

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）			
階層区分	定 義	3歳未満児 の 場 合	3歳児 の 場 合	4歳以上児 の 場 合	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	0	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,900	<u>1,300</u>	<u>1,300</u>
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,100	<u>2,700</u>	<u>2,600</u>
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,900	<u>5,700</u>	<u>5,700</u>
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,500	<u>7,500</u>	<u>7,400</u>
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,600	<u>9,500</u>	<u>9,400</u>
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	14,000	<u>11,200</u>	<u>11,100</u>
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	18,300	<u>13,000</u>	<u>12,900</u>
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	22,100	<u>14,700</u>	<u>14,600</u>
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	24,300	<u>16,200</u>	<u>16,100</u>
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	26,200	<u>17,500</u>	<u>17,400</u>
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	28,300	<u>18,700</u>	<u>18,500</u>
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	30,000	<u>20,000</u>	<u>18,500</u>
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	31,900	<u>21,300</u>	<u>18,500</u>
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	33,400	<u>22,200</u>	<u>18,500</u>
	13	当年度分の区市町村民税が課税となる世帯	35,200	<u>23,200</u>	<u>18,500</u>
14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	36,700	<u>23,200</u>	<u>18,500</u>	

1 5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	38,300	<u>23,200</u>	<u>18,500</u>
1 6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	39,600	<u>23,200</u>	<u>18,500</u>
1 7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	41,200	<u>23,200</u>	<u>18,500</u>
1 8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	44,700	<u>23,200</u>	<u>18,500</u>
1 9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	50,300	<u>23,200</u>	<u>18,500</u>
2 0	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	55,300	<u>23,200</u>	<u>18,500</u>
2 1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	59,200	<u>23,200</u>	<u>18,500</u>
2 2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	63,500	<u>24,900</u>	<u>19,800</u>
2 3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	67,800	<u>26,600</u>	<u>21,100</u>
2 4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	72,100	<u>28,300</u>	<u>22,400</u>
2 5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	76,400	<u>30,000</u>	<u>23,700</u>
2 6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	79,800	<u>31,300</u>	<u>24,800</u>
2 7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上である世帯	83,200	<u>32,600</u>	<u>26,000</u>

備考

- 1 3歳児又は3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(改正案)

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			徴収月額（児童単位）	
階層区分	定 義		3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯		0	0
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯		0	0
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,800	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,300	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,000	0
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,700	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,300	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,400	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	13,700	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	17,900	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	21,700	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	23,800	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	25,700	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	27,800	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	29,400	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	31,300	0
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	32,800	0
13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	34,600	0	
14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	36,000	0	
15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	37,600	0	

1 6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	38,900	<u>0</u>
1 7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	40,400	<u>0</u>
1 8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	43,900	<u>0</u>
1 9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	49,400	<u>0</u>
2 0	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	54,300	<u>0</u>
2 1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	58,100	<u>0</u>
2 2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	62,400	<u>0</u>
2 3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	66,600	<u>0</u>
2 4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	70,800	<u>0</u>
2 5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	75,100	<u>0</u>
2 6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	78,400	<u>0</u>
2 7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上である世帯	81,700	<u>0</u>

備考

- 1 3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(現 行)

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			徴収月額（児童単位）		
階層区分	定 義		3歳未満児 の 場 合	3歳児 の 場 合	4歳以上児 の 場 合
			円	円	円
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯		0	0	0
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯		0	0	0
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,800	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,300	<u>1,900</u>	<u>1,900</u>
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,000	<u>2,600</u>	<u>2,500</u>
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,700	<u>5,600</u>	<u>5,600</u>
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,300	<u>7,300</u>	<u>7,200</u>
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,400	<u>9,300</u>	<u>9,200</u>
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	13,700	<u>11,000</u>	<u>10,900</u>
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	17,900	<u>12,700</u>	<u>12,600</u>
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	21,700	<u>14,400</u>	<u>14,300</u>
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	23,800	<u>15,900</u>	<u>15,800</u>
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	25,700	<u>17,200</u>	<u>17,100</u>
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	27,800	<u>18,300</u>	<u>18,100</u>
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	29,400	<u>19,600</u>	<u>18,100</u>
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	31,300	<u>20,900</u>	<u>18,100</u>
	12	A階層を除き当年度分の区市町村民税が課税となる世帯 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	32,800	<u>21,800</u>	<u>18,100</u>
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	34,600	<u>22,800</u>	<u>18,100</u>
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	36,000	<u>22,800</u>	<u>18,100</u>
	15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	37,600	<u>22,800</u>	<u>18,100</u>

16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	38,900	<u>22,800</u>	<u>18,100</u>
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	40,400	<u>22,800</u>	<u>18,100</u>
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	43,900	<u>22,800</u>	<u>18,100</u>
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	49,400	<u>22,800</u>	<u>18,100</u>
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	54,300	<u>22,800</u>	<u>18,100</u>
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	58,100	<u>22,800</u>	<u>18,100</u>
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	62,400	<u>24,400</u>	<u>19,400</u>
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	66,600	<u>26,100</u>	<u>20,700</u>
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	70,800	<u>27,800</u>	<u>22,000</u>
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	75,100	<u>29,400</u>	<u>23,200</u>
26	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	78,400	<u>30,700</u>	<u>24,300</u>
27	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上である世帯	81,700	<u>32,000</u>	<u>25,500</u>

備考

- 1 3歳児又は3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(改正案)

別表第3 給食費（第4条の2関係）

階 層 区 分	徴収月額（児童単位）
A階層、B階層、C階層及びD1階層（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円未満の世帯に限る。）に属する世帯	0円
D1階層（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円以上の世帯に限る。）からD27階層までの階層に属する世帯	5,000円

備考 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。

(改正案)

別表第4 延長保育料（第4条の3関係）

階 層 区 分	1時間当たり（児童単位）	
	午前7時15分から 午後7時15分まで	午後7時15分から 午後10時まで
A階層及びB階層に属する世帯	0円	200円
C階層及びD1階層からD7階層までの階層に属する世帯	200円	400円
D8階層からD27階層までの階層に属する世帯	400円	600円

備考

- 1 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。
- 2 1時間に満たない端数は、これを1時間とする。

(現 行)

別表第3 延長保育料（第4条の2関係）

階 層 区 分	1時間当たり（児童単位）	
	午前7時15分から 午後7時15分まで	午後7時15分から 午後10時まで
A階層及びB階層に属する世帯	0円	200円
C階層及びD1階層からD7階層までの階層に属する世帯	200円	400円
D8階層からD27階層までの階層に属する世帯	400円	600円

備考

- 1 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。
- 2 1時間に満たない端数は、これを1時間とする。